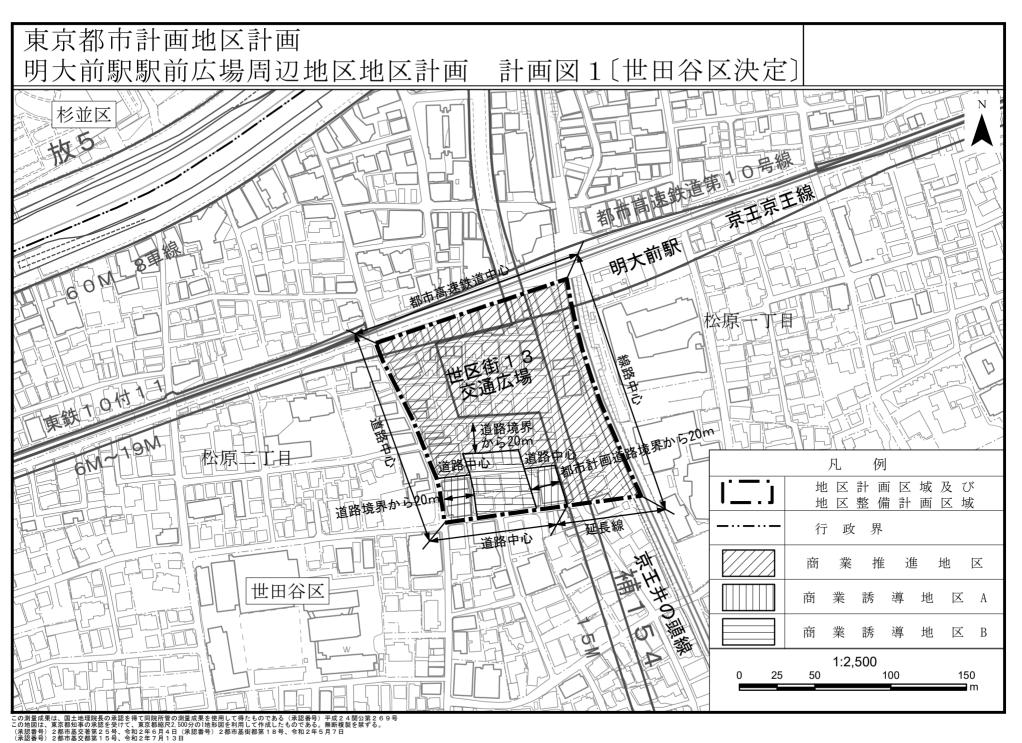
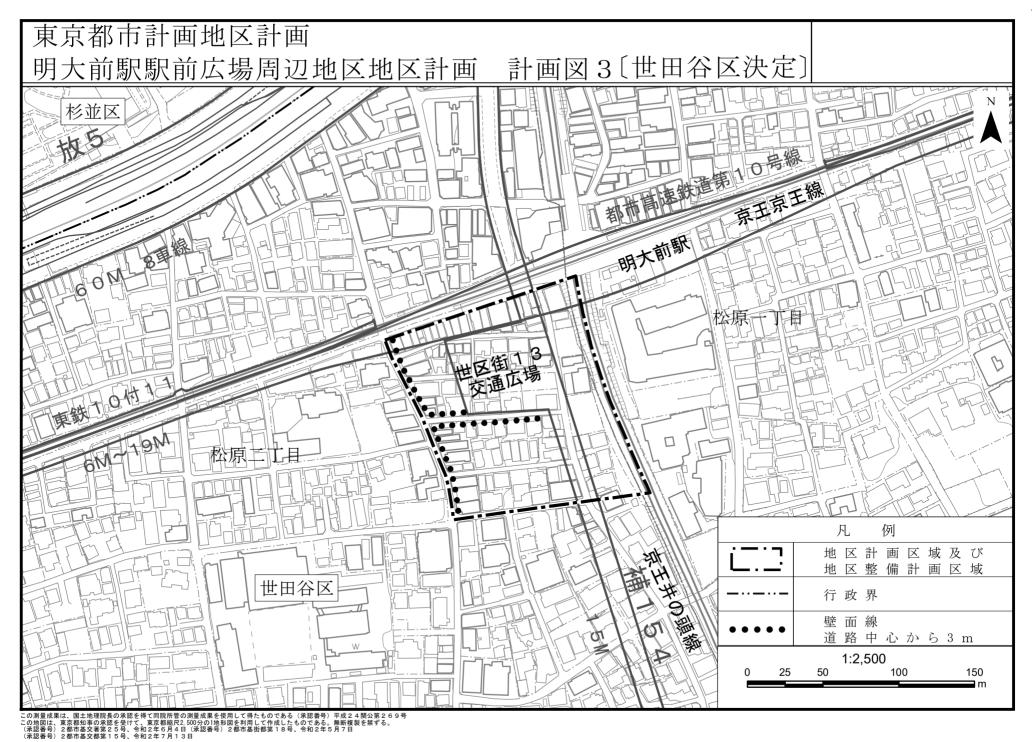


二の測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24関公第269号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総尺2、800分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2都市基交著第25号、令和2年6月4日(承認番号)2都市基街都第18号、令和2年5月7日 (承認番号) 2都市基交和第15号、令和2年7月13日







## 東京都市計画地区計画の変更(世田谷区決定)

都市計画明大前駅駅前広場周辺地区地区計画を次のように変更する。

名称	明大前駅駅前広場周辺地区地区計画
位 置 ※	世田谷区松原一丁目及び松原二丁目各地内
面 積 ※	約1.7 h a
地区計画の目標	本地区は、京王電鉄京王線、京王電鉄井の頭線が乗り入れる明大前駅の南側に位置し、駅前には商業地、その後背地には住宅地が広がっており、周辺には教育施設が立地している。明大前駅周辺では、東京都市高速鉄道第10号線(京王電鉄京王線)の連続立体交差事業を契機として、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第154号線(以下「補助154号線」という。)及び東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第13号線(以下「駅前広場」という。)の事業が行われており、街が大きく変化することが見込まれている。世田谷区都市整備方針においては、明大前駅周辺地区を地域の「核」となる区民の身近な交流の場として「地域生活拠点」と位置付けている。また、補助154号線については、「主要生活交通軸」及び「一般延焼遮断帯」として位置付けており、将来的には鉄道、バス及びタクシー等の交通結節機能を担う地区として、合理的な土地利用、安全・快適な歩行者空間の形成並びに防災性の向上が求められている。さらに、世田谷区街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」では、明大前駅北側の商業地と一体的に「駅周辺地区」と位置付け、「駅周辺のにぎわいを創出し、商業・業務施設等を中心とした活気のある市街地の形成を図る。」としている。
	このようなことから、本地区では、都市計画事業の整備に併せ、「地域生活拠点」を形成するため、活気のある良好な商業環境の育成を図るとともに、防災性の向上を促進し、安全・安心な街づくりをめざす。
全に関めて 区域の整備、開発及び保 の関する方針	本地区の特性に応じ、以下の土地利用の方針を定める。  1 商業推進地区  補助154号線及び駅前広場の整備に伴い、にぎわいの創出及び良好な商業環境の育成を図るとともに、建築物の敷地 の統合を促進し、土地の合理的かつ適正な高度利用と防災性の向上を図る。  2 商業誘導地区A・商業誘導地区B  現況の土地利用に配慮しながら、良好な商業環境の育成を図るとともに、建築物の敷地の統合を誘導し、土地の合理的 かつ適正な高度利用と防災性の向上を図る。

	建築	物等の整	備の方	建築物等の整備の方針を以下のように定める。						
	針			1 店舗等の連続性を誘導することでにぎわいを創出し、良好な商業環境を育成するために、建築物等の用途の制限を定め						
				る。						
					利用に配慮した良好な商業環境を育成する方	, ,,, =, ,,,, = ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
					限度及び建築物等の高さの最高限度を定める	る。ただし、建築物の敷地の統合を図る				
				場合においては制限を緩和する。	R及び防災性の向上のために、壁面の位置の	の制限及び廃棄後退区域における工作物				
				の設置の制限を定める。	未及り例及住の同工のために、室面の位置	の間限及び室面仮送区域におりる工作物				
				-	するために、建築物等の形態又は色彩その	也の意匠の制限を定める。				
				5 災害時等の防災性の向上を図るために	こ、垣又はさくの構造の制限を定める。					
地	建	地区の	名称	商業推進地区	商業誘導地区A	商業誘導地区B				
地区整備計	築物	区分	面積	約1.4 h a	約0.1ha	約0.2ha				
備計	等に	建築物等の制限	物等の用途	次に掲げる建築物は建築してはならない。						
画	関す		*	   1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等	等に関する法律(昭和23年法律第122号	号) 第2条第1項各号又は第6項各号に				
	え			該当する営業の用に供するもの						
	事項			2 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第二(ほ)項第二号に規定するマージャン屋、ぱ						
					場外車券売場その他これらに類するもの					
					るナイトクラブその他これに類する政令にタ ス Amwt、⇔t。Am	<b>正めるもの</b>				
				4 法別表第二(へ)項第五号に規定する 5 注別表第二(と)項第四号に規定する	5月興業を含む7月興 る危険物の貯蔵又は処理に供するもので政々	今に定めるもの				
						DICKENS ON				
					は駅前広場(以下「道路等」という。)					
					こ面する部分に限る。)の用途が次に掲げ					
					るもの。ただし、道路等に面する住宅等	_				
				の用途に供する部分が、住宅等の出入						
				(1) 法別表第二(い)項第一号に規定す						
				(2) 法別表第二(い)項第三号に規定す	の共同性七、命佰告人は「佰					

建築物の容積率		30/10	20/10
の最高限度 ※	_	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の
		場合はこの限りでない。	場合はこの限りでない。
建築物の建蔽率			6/10
の最高限度	_	_	ただし、敷地面積が1,000㎡以上の
			場合はこの限りでない。
壁面の位置の制	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面	及び当該建築物に附属する門又は塀の面	_
限	は、計画図3に示す壁面線を越えてはな	らない。	
壁面後退区域に	計画図3に示す壁面線と道路境界線との	の間の区域には、門、フェンス、車止め、	
おける工作物の	自動販売機等、通行の妨げとなる工作物:	等を設置してはならない。	_
設置の制限			
建築物等の高さ	建築物の高さの最高限度は、次に掲げ	るものとする。	
の最高限度	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合	1 敷地面積が1,000㎡未満の場合
	は22mとする。	は22mとし、かつ、建築物の各部分	は15mとし、かつ、建築物の各部分
	2 敷地面積が1,000㎡以上2,0	の高さは、当該部分から前面道路の反	の高さは、当該部分から前面道路の反
	00㎡未満の場合は45mとする。	対側の境界線又は隣地境界線までの真	対側の境界線又は隣地境界線までの真
	3 敷地面積が2,000㎡以上の場合	北方向の水平距離が8m以内の範囲に	北方向の水平距離が8m以内の範囲に
	は60mとする。	あっては当該水平距離の1.25倍に	あっては当該水平距離の1.25倍に
		10mを加えたもの以下とし、当該真	5mを加えたもの以下とし、当該真北
		北方向の水平距離が8mを超える範囲	方向の水平距離が8mを超える範囲に
		にあっては当該真北方向の水平距離か	あっては当該真北方向の水平距離から
		ら8mを減じたものの0.6倍に20	8mを減じたものの0.6倍に15m
		mを加えたもの以下とする。	を加えたもの以下とする。
		2 敷地面積が1,000㎡以上2,0	2 敷地面積が1,000㎡以上2,0
		00m <sup>2</sup> 未満の場合は45mとする。	00m <sup>2</sup> 未満の場合は45mとする。
		3 敷地面積が2,000㎡以上の場合	3 敷地面積が2,000㎡以上の場合
		は60mとする。	は60mとする。

建築物等の形態 又は色彩その他	TO ALLEN TO A PARTICIPATION OF COST OF
の意匠の制限	3 軒、庇、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができないこととなる敷地の部分に、突出する形状としてはならない。
垣又はさくの構 造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、道路からの高さ0.6m以下の部分及び敷地の形状又は構造上やむを得ないものについてはこの限りでない。

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、建築物等の用途の制限及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由:地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、地区計画を変更する。

## 変更概要

\_は、変更箇所を示す。

	事		項		旧			新		摘	要
2	名		称	明大前駅	限前広場周辺地区:	地区計画	明大前駅	駅前広場周辺地区	地区計画		
面積					約1.9ha			約1.7ha		用途地域の変更に伴い、変更する。	の境界の 区域を
地区整備計画	建築物等に関す	地区	名称	商業推進地区	商業誘導地区 A	商業誘導地区 B	商業推進地区	商業誘導地区 A	商業誘導地区 B		
画	関する事項	地区の区分	面積	約1.6ha	約0.1ha	約0.2ha	約1.4ha	約0.1ha	約0.2ha		

# 都市計画の案の理由書

### 1 種類・名称

東京都市計画地区計画明大前駅駅前広場周辺地区地区計画

#### 2 理 由

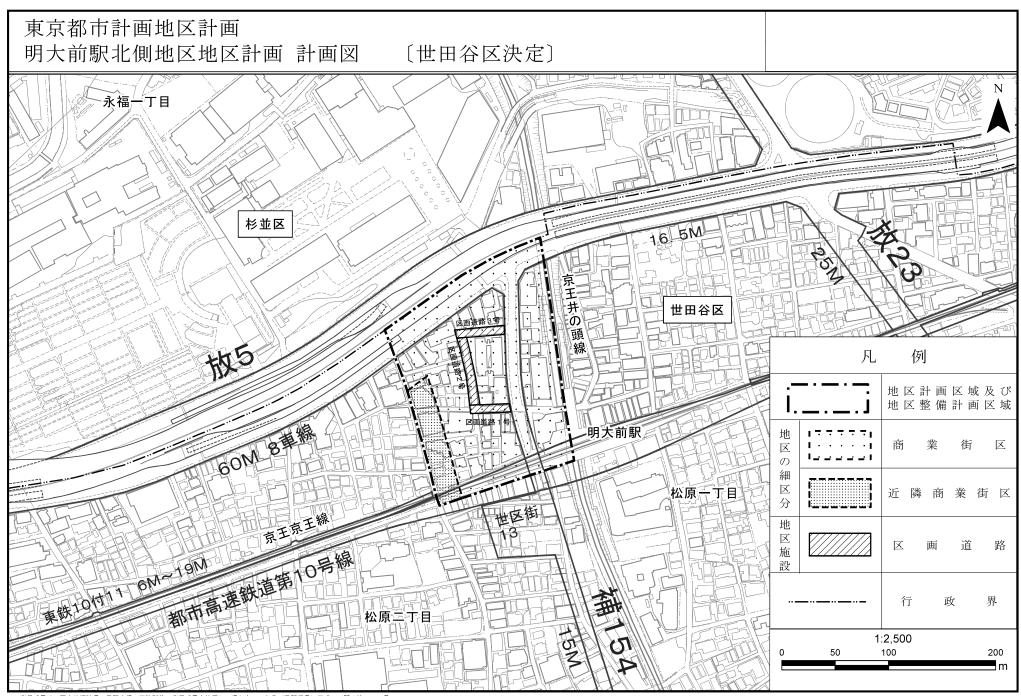
昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による 地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等 の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに 伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、明大前駅駅前広場周辺地区地区計画を変更するものである。



この湯量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである「糸泥番号)平成24間公第269号 - の地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都網庁28の9分の地地図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 「承認番号」2都市基交著第25号、令和2年6月4日(承認番号)2都市基街都第18号、令和2年5月7日 「奈野蚕号」2都市基本が電 15号、令和2年7日13日



この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24関公第269号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都線尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)2都市基文書第25号、令和2年6月4日(承認番号)2都市基街都第18号、令和2年5月7日 (承認番号)2都市基文書第5号、令和2年7月13日

# 東京都市計画地区計画の変更(世田谷区決定)

都市計画明大前駅北側地区地区計画を次のように変更する。

	名称	明大前駅北側地区地区計画
	位 置 ※	世田谷区松原二丁目地内
	面 積 ※	約2.9 h a
	地区計画の目標	本地区は、甲州街道、京王線と井の頭線に囲まれた明大前駅北側にある都市基盤が未整備な地区で、東京都の都市再開発方針では明大前駅周辺地区に含まれている。また、世田谷区都市整備方針では地域生活拠点として位置づけており、地区の日常の生活拠点として、駅前交通環境の改善と地区特性に応じた商業の育成及び活性化を図るべき地区となっている。 本計画では、東京都市計画道路補助線街路154号線(以下「補助154号線」という。)の整備に合わせ、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、安全で、魅力ある街並空間を創出するなど良好な都市環境の形成を図るため、以下のことを目標とする。 1 個性豊かな街の創出 2 魅力的で活力ある商店街の形成 3 将来、安心して暮らせる街の形成
区域の整備、	土地利用の方針	駅前商業地として、土地の合理的かつ健全な高度利用と商業・業務・住宅の調和のとれた土地利用を図るため、 以下のことを行う。 1 補助154号線を軸とした街づくりの推進 2 共同化等による土地の有効活用
開発及び保	地区施設の整備の方針	補助154号線の整備に合わせ、区画道路を拡幅整備し、安全で快適な歩行空間を確保する。また、敷地の共同化等を推進し、小広場等の整備を図る。
<b> 全に関する方針 </b>	建築物等の整備の方針	良好な商業街区の形成を図るため、周囲の環境と調和した景観を有する街並の形成や健全な商店街の形成に悪影響を及ぼす用途等の規制を行う。 また、防災性能の向上を図るため、建築物等の不燃化を推進する。 さらに、地区特性により地区内を商業街区と近隣商業街区に細区分し、建築物等の整備を図る。 1 商業街区 賑わいのある魅力的な商店街を創出するため、補助154号線沿いについては、1階部分の用途を商業・業務施設等とする。 2 近隣商業街区 地区内の商業環境及び地区外住宅地の環境を保全するため、近隣公害が発生する恐れがある工場の制限を行う。

地		位	置	世田谷区松原二丁目地内						
		面	積	約2.9ha						
区整備計	地区	区施設の配		名 称	備考					
計	置及	及び規模	道路	区画道路1号	6 m	約34m	既設			
画			但 떠	区画道路2号	6 m	約72m	既設			
				区画道路3号	6 m	約40m	既設			
	建築物	地区の	名 称	商業街区			近隣商業街区			
	築物等	細区分	面積	約2.6ha			約0.3ha			
	守に関する事項	建築物等の	の用途の制限	倉庫 2 法別表第二(と)項第四の貯蔵又は処理に供するも3 風俗営業等の規制及び業営業の用に供するもの 4 補助154号線に面する限る。)が次に掲げる用途(1) 法別表第二(い)項(2) 法別表第二(い)項(3) 法別表第二(い)項(3) 法別表第二(い)項(4) 法別表第二(い)項(5) 法別表第二(い)	法律第201号。以下「法」。 号に規定する同表(る)項第一ので政令で定めるもの 務の適正化等に関する法律(E 建築物で1階部分(補助15 のもの 第一号に規定する住宅 第三号に規定する共同住宅、等 第五号に規定する神社、寺院、 第六号に規定する老人ホーム、	一号(一)から(三)ま 昭和23年法律第122 4号線に面する部分に 存宿舎又は下宿 教会その他これらに 保育所、福祉ホーム	<ul> <li>、)項第五号に規定する倉庫業を営む きで、(十一)又は(十二)の物品 2号)第2条第6項各号に該当する</li> <li>4 法別表第二(と)項第三号に 規定する工場</li> </ul>			
	建築物等の形態又は色   建築物等の屋根、外壁、屋外広告物等の意匠及び色彩は、周囲の環境と調和したものとする。   彩その他の意匠の制限									

※は知事協議事項

「区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由:地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、地区計画を変更する。

は、変更箇所を示す。

事	項	旧	新	摘要
名	称	明大前駅北側地区地区計画	明大前駅北側地区地区計画	
面	積	約2.8ha 【図書上の面積】 約2.7ha 【新たな測定方法で算出した面積】	約2.9 h a	用途地域の 境界の変更に 伴い、区域を変 更する。
地区計	画の目標	本地区は、甲州街道、京王線と井の頭線に囲まれた明大前駅北側にある都市基盤が未整備な地区で、東京都の都市再開発方針及び世田谷区都市整備方針では地域生活拠点として位置づけられ、地区の日常の生活拠点として、駅前交通環境の改善と地区特性に応じた商業の育成及び活性化を図るべき地区となっている。本計画では、東京都市計画道路補助線街路154号線(以下「補助154号線」という。)の整備に合わせ、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、安全で、魅力ある街並空間を創出するなど良好な都市環境の形成を図るため、以下のことを目標とする。 1 個性豊かな街の創出 2 魅力的で活力ある商店街の形成 3 将来、安心して暮らせる街の形成	本計画では、東京都市計画道路補助線街路154号線 (以下「補助154号線」という。)の整備に合わせ、	を行う。

		面積		約2.8ha 【図書上の面積】 約2.7ha 【新たな測定方法で算出した面積】							用途地域の 境界の変更に 伴い、区域を変 更する。	
				名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	備考	道路が整備されたため、拡
地区	地区	道路		区画道路1号	6 m	約34m	拡幅	区画道路1号	6 m	約34m	既設	幅を既設とする。
区整備計	施設			区画道路2号	6 m	約72m	拡幅	区画道路2号	6 m	約72m	既設	
計	$\mathcal{O}$			区画道路3号	6 m	約40m	<u> 拡幅</u>	区画道路3号	6 m	約40m	既設	
画	配置及	建 築物地区 事等	名 称	商業街	区	近隣商業	<b></b>	商業街	<u>X</u>	近隣商業	<b>纟街区</b>	用途地域の境界の変更に
		物等に関する	面積	約2.6 【図書上の面 約2.5h 【新たな測定力 した面積	<u> </u>	約0.2	<u>h a</u>	約2.6	<u>h a</u>	約0.3		伴い、区域を変 更する。

# 都市計画の案の理由書

### 1 種類·名称

東京都市計画地区計画明大前駅北側地区地区計画

### 2 理 由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による 地形地物の変更(変化)などが多く発生したことにより、用途地域等 の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに 伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

このような背景を踏まえ、地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、明大前駅北側地区地区計画を変更するものである。